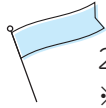


高校生等公共交通通学支援 電子申請ができるようになりました!



定期券を購入した日から使用期限終了後  
2カ月以内に申請してください。  
※窓口申請も受け付けています。



お問い合わせ先

企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

▲ぐんま電子申請受付システム

まちの職員を募集します

就職氷河期世代職員採用試験(令和4年4月1日採用予定)



一般行政職 若干名

受験資格

①昭和51年4月2日〜昭和62年4月1日生まれの人で、学校教育法に基づく大学を卒業した人  
②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

土木建築事務職 若干名

受験資格

①昭和51年4月2日〜昭和62年4月1日生まれで、次のア・イのいずれかに該当する人  
ア 学校教育法に基づく大学において土木または建築課程を履修して卒業した人  
イ 土木施工管理技士、建築士、または建築施工管理技士の資格を有する人  
②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

試験日・内容

【第1次試験】7月11日①

適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知識など大学卒業程度の択一式試験)

【第2次試験】8月上旬

事務適性検査、作文試験、面接試験

試験場

▼場所 吉岡町役場

▼申込書などの配布

総務課(②番窓口)で配布

▼申込期間(開庁時間)

6月15日①まで

※郵送の場合は、簡易書留で6月15日①消印まで有効

その他

●採用日は原則として令和4年4月1日ですが、状況により前倒し採用をする場合があります。

●令和4年4月1日採用予定の職員採用試験(受験対象:平成4年4月2日〜平成16年4月1日生まれ)の詳細については、広報7月号に掲載します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、試験日程を変更する場合があります。

郵送問い合わせ先

〒370-0369

吉岡町大字下野田560番地

総務課 人事行政室

☎26・2240(直通)

休館日 6/7月・14月・21月  
・24月・28月  
7/5月

わらべの会の読み聞かせ  
毎週土曜日 11:00~  
パネルシアター 6/9月・23月 10:00~  
文化センター2階 視聴覚室または和室

図書館



(文化センター内) ☎54-6767  
吉岡町図書館

検索 Click!

新着紹介

一般向け(図書)

本日も晴天なり 鉄砲同心つつじ暦 (梶よう子/集英社)

時は幕末。鉄砲同心とは名ばかりの、つつじの栽培に精を出す武家があった。喧嘩も笑いも絶えない一家は、大小様々な事件に巻き込まれて…。温かなお江戸家族小説。『青春と読書』掲載を加筆・修正し単行本化。 TRC?-がより

ドキュメント (湊かなえ/KADOKAWA)

圭祐たち放送部は、全国大会を目指してドキュメント作品を作りはじめたが、思わぬ人物の予期せぬ姿が撮影される…。誰が仕組んだ罠なのか? 湊かなえが活躍した高校部活小説。『小説野性時代』連載に書き下ろしを加え単行本化。 TRC?-がより

児童向け(図書)

つくしちゃんとおねえちゃん (いとうみく/福音館書店)

のんびりマイペースな妹・つくしと、優等生でがんばり屋のおねえちゃん・かえで。ケンかして、助けあって、笑いあって…。お互いを思う気持ちがあふれだす、姉妹の5つのお話。 TRC?-がより

きつねの窓 (安房直子/金の星社)

山下道に迷った猟師のぼくは、すみその屋にたどり着いた。そこには子ぎつねが化けた店員がいた。子ぎつねは、青く染まった指で窓をつくってみせると…。作家・安房直子の独特の世界をいもようこが描いた絵本。 TRC?-がより

DVD 翔人で埼玉

CD SEKAI NO OWARI 2010-2019 (SEKAI NO OWARI)

お気軽にご相談ください  
人権擁護委員

4月1日付で、法務大臣から越石真理子さんが人権擁護委員に再任委嘱されました。委員は主に、地域の皆さまから人権相談を受けることや、問題解決の手伝いや、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先  
介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)



今月の手話

「あいさつ」



「ごめんなさい」



親指と人差し指で眉間をつまむようなしぐさをしてから、指を伸ばして前に出します。

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ  
身近な存在「契約」とは

土地や車を買うなどの大きな買い物だけでなく、飲み物を買う、映画を見るなどの日常的に行う買い物も契約に含まれます。

契約とは「法的な拘束力を持つ約束」と言われており、消費者の申し出に対し、事業者が承諾することにより成立します。

契約は双方が同意することで成立します。消費者には代金を支払う義務が発生し、事業者には消費者が求めるものを引き渡す義務が発生します。これらの義務が守られない場合、片方の者は契約の達成を要求し、場合によっては損害賠償の請求や契約の解除などを求めることができます。

車などの大きな取引には契約内容や条件が複雑になり契約書に書かれた内容や約款、口頭による説明が重要になり、義務関係やトラブルによるペナルティが複雑になります。

消費者の心得

- ①多くの場合契約は口約束で成立しますが、契約内容や条件は必ず確認する習慣をつけましょう。
- ②特に大きな取引や内容がわかりにくい契約については、事業者へ説明を求め、自分自身で契約内容や条件などを理解しましょう。
- ③契約には法的な責任が伴うため、原則として一方の都合だけでやめることはできません。しっかり考えて契約をしましょう。



- 渋川市消費生活センター ☎22-2325  
月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188  
町ホームページはこちら▶

